



平成 20 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 東 京 鐵 鋼 株 式 会 社  
代 表 者 取締役社長 吉 原 每 文  
コ ー ド 番 号 5 4 4 5 (東証第 1 部)  
問 合 せ 先 取締役総務・経理・関連事業担当  
上 席 執 行 役 員 兼 総務・経理部長  
太 田 高 嗣  
T E L 0 3 - 5 2 2 8 - 9 0 1 2

### 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について

当社は、平成 20 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第 127 条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を決定するとともに、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大規模買付行為（下記Ⅲ. 2 において詳細を規定しております。）に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）を以下のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

本対応策は、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の当社第 80 回定時株主総会（以下「今期定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に導入することいたします。また、本対応策を決定いたしました取締役会には、社外監査役 2 名を含む監査役 4 名全員が出席し、いずれも本対応策の具体的運用が適正に行われるることを条件として、本対応策に賛成する旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社株券等の大規模買付行為に関する打診及び申入れ等は、一切ありませんので念のために申し添えておきます。

#### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もとより、当社は、上場企業として株式を市場での自由な取引に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は、株主の皆様の判断においてなされるのが原則であり、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、当社株券等の大規模買付行為の中には、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも

有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、このような当社株券等の大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

## II. 基本方針の実現に資する取り組み

### 1. 当社の企業価値の源泉

当社は昭和 14 年（1939 年）に東京都足立区に銑鉄及び鋳鉄の製造を目的に設立されました。昭和 44 年（1969 年）に栃木県小山市に小山工場（現在の本社工場）を建設し、鉄スクラップを主原料とする電炉メーカーとして小型棒鋼の製造を開始しました。以降現在に至るまで、「東京鐵鋼グループは、高度な製造技術力・開発技術力・施工技術力を持ったオンリーワン企業を目指す。」との経営理念のもと、事業を展開してまいりました。

当社の企業価値の源泉は永年培ってきた技術力をもとに、ユーザーである建設業界のニーズに応える製品や鉄筋工事に関するノウハウを提供することと認識しており、単なる素材提供メーカーに止まることなく、高付加価値品を提供することで、市況に左右されやすい電炉業界の体質から脱却し、安定収益を確保する強固な事業基盤を構築することに繋がると考えております。

このような観点から昭和 58 年（1983 年）に開発されたのが高強度ねじ節棒鋼のネジテツコンです。鉄筋コンクリート造の建物は居住性に優れ建築コストも抑えられるというメリットがあるものの、現場作業での品質確保や耐震性の確保のためこれまで高層化には制約がありましたが、ネジテツコンはこれを解決したものです。同時に開発した機械式継手や定着金物、さらにはこれらを組み合わせて施工を合理化した各種工業化工法ともあわせ、現在では当社の主力製品として、超高層マンションや都市再開発事業に幅広く用いられています。

建設業界のニーズは品質向上、コストダウン、工期短縮を求めてますます高度化、多様化しております。これからも技術力を核とする企業風土を大切に、先駆者としての誇りをもち、鉄筋と鉄筋をつなぐことから、コンクリートと鉄筋、コンクリートとコンクリートをつなぐといった鉄筋工事に関する様々なニーズに積極的に応えてまいる所存です。

当社のもう一つの特徴は提案営業の推進です。商品の開発に止まることなく、顧客毎のニーズを的確に把握し、設計段階でのコンサルティング、現場での技術的なサポートなどの提案活動をきめ細かく行っております。このような取り組みは単なる価格競争を回避するとともに、高度なレベルで顧客満足度を実現することができ、他社との差別化を図る当社の大きな強みといえます。提案営業を支える技術営業部隊が作り上げた顧客との信頼関係は当社の大きな財産であり、引き続きこの維持・発展に努めてまいります。

また、当社はリサイクル事業を通じ社会に貢献していくことを経営の大きな柱とし

ています。電炉業はもともと鉄スクラップのリサイクル産業ですが、加えて廃自動車、廃家電製品など産業廃棄物の処理事業を積極的に展開しております。

電気炉を頂点として、シュレッダー、炭化炉など一連の処理設備を備えており、環境に対する関心が高まっている中で、当社の果たす役割はますます重要性が増していくものと考えております。

## 2. 企業価値向上への取り組み

当社の企業価値向上への取り組みで重要なことは、ネジテツコン生産と継手など周辺商品の開発、及び提案営業に経営資源を重点的に投入し、これまで以上に他社との差別化を進めていくことにあり、人材育成、体制整備などを積極的に進めてまいります。

また、設備面では本社工場にビレットの広角化、加熱炉の更新、圧延スタンドの増設など総額 60 億円の設備投資を実施しております。これらの設備投資による新設備は、いずれも本年 5 月末に完成予定ですが、これにより品質、生産性の向上が図られ、ネジテツコンの拡販に向けての生産体制が整備されます。人材面でも若手従業員を登用し、高強度棒鋼製造のノウハウ継承を着実に行ってまいります。さらに、変化の激しい時代にスピード感をもって事業を展開していくためには、他社との提携も積極的に行っていく必要があると考えております。本年 4 月に拓南製鐵株式会社とネジテツコンの OEM 生産を行うことに合意し、5 月には共英製鋼株式会社と包括的な技術提携について合意しておりますが、今後も海外を含め様々な形での提携を検討していきたいと考えております。

リサイクル事業では、一連の処理設備を活用して廃自動車、廃家電処理に加えて、廃プラなど処理品目の拡大や、一般廃棄物への取り組みなど、国土の環境保全に寄与する独自技術をさらに進化させ、新たな資源リサイクルの事業化を進めたいと考えております。

さらに、一層の企業価値の向上を図るためににはコーポレートガバナンスの向上が欠かせません。経営体制の効率化、迅速化と透明性、安定性などを図るため平成 19 年に執行役員制度を導入し、業務監督と業務執行の役割分担を行いました。あわせて、ERP（基幹業務総合管理システム）を導入して業務改革と財務報告の信頼性の向上を図っております。また、グループ会社も将来性の低い事業の整理、類似会社の合併、人材の適正配置など構造改革を進めております。

## III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

### 1. 本対応策導入の目的

本対応策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することを防止するた

めの取り組みとして導入されるものです。

当社が、独自の商品開発力や高い生産性を維持・向上させ、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社に蓄積された技術力・ノウハウ等の流出を防ぎ、これらを継続的に保護・発展させていくこと、生産技術の開発・生産設備の効率化に注力し、高い生産性を維持していくこと、また、当社製品の販売先及び原材料調達先との信頼関係を維持・継続していくこと、さらにはリサイクル事業も含めた工場設備等が立地する地域社会との円満な信頼関係が、必要不可欠であると考えられます。これらが、当社株券等の大規模買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

また、外部者である買付者からの当社株券等の大規模買付行為の提案を受けた際には、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等を、株主の皆様が適切に把握し、当該買付者による当社株券等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断して頂く必要があります。

以上述べたところから、当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することを防止するものと考え、大規模買付行為がなされる場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上述した基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされる場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、対抗措置を含めた本対応策を導入することといたしました。

## 2. 本対応策の対象となる当社株券等の買付行為

本対応策の対象となる当社株券等の大規模買付行為とは、特定株主グループ<sup>1</sup> の議決権割合<sup>2</sup> を 20%以上とすることを目的とする当社株券等<sup>3</sup> の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものをおきます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）とします。

---

注 1. 特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は②当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものと含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいま

す。) を意味します。

注 2. 議決権割合とは、①特定株主グループが、注 1 の①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。)又は②特定株主グループが、注 1 の②記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書ならびにその他金融商品取引法に基づき当社が提出し公衆の縦覧に供される書類のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注 3. 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下、特に断りがない限り同じとします。

### 3. 独立委員会の設置

本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の決定の合理性・公正性を確保するため、当社は、独立委員会を設置することといたしました。

独立委員会は、大規模買付者が出現した場合において、当社取締役会が諮問又は照会する対抗措置の発動の当否その他の事項(以下「諮問事項等」といいます。)について、当社の企業価値及び株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場から慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告または意見(以下「勧告等」といいます。)を行うものとします。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。

独立委員会規程の概要については、別紙 1 をご参照下さい。

独立委員会の委員は 3 名以上とし、その職務内容に照らし公正・中立な判断が求められることから、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任することといたします。独立委員会設置当初における委員は、別紙 2 に記載のとおりです。

### 4. 大規模買付ルールの概要

本対応策における大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要是以下のとおりです。

#### (1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、以下の内容等を記載した意向表明書(なお、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言(但し、当社取締役会が適切妥当と認める文言であることを要します。)

が記載されたものとします。) を、日本語にてご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称及び住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、上記(1)に記載の意向表明書受領後、10営業日以内に株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付いたします。大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主または出資者、ならびに重要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接または間接を問いません。）その他の構成員、業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（具体的な名称、資本構成、出資割合、財務内容、事業内容、役員等の氏名及び略歴、ならびに当社及び当社グループ会社（以下「当社グループ」といいます。）の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただく場合があります。）
- ③ 大規模買付行為に係る買付けその他の取得の対価の算定根拠等（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）
- ④ 大規模買付行為に係る買付けその他の取得の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、担保の内容、資金提供が実行されるための条件の有無、資金提供後の誓約事項及び内容ならびに関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図している当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画・予定を

含みます。)

- ⑥ 大規模買付行為完了後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不足していると考えられる場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実を、法令及び当社が上場する証券取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。また、当社取締役会は大規模買付情報の提供が完了したと認めた場合には、大規模買付者に対してその旨の通知を行うとともに、大規模買付情報が株主の皆様の判断の為に必要であると認められる場合には、その全部又は一部を公表することいたします。

### (3) 当社取締役会における評価・検討

当社取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）とします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間の開始時及び終了時には、それぞれ法令及び当社が上場する証券取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮詢し、また、弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等の外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告等をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、下記5.に記載の対抗措置を講じるか否かの判断を行うに至らない場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告等に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

## 5. 大規模買付行為がなされた場合の対応

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

対抗措置の発動は、当社取締役会の諮問による独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会が決定します。なお、当社取締役会は、独自に、外部専門家の助言を参考にすることがあります。

具体的な対抗措置としては、新株予約権無償割当て（会社法第 277 条以降に規定されます。）を利用することとし、その概要は別紙 3 に記載のとおりです。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。この場合、大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者又は当社取締役会が提示する意見や代替案等をご検討のうえ、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会の諮問による独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、例外的に対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することがあります。具体的には、大規模買付行為が、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は原則として当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 株式等を買い占め、その株式等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社グループの犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるあるいは、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式を高値で売り抜ける行為
- ⑤ 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為

- ⑥ 大規模買付行為の条件（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為の後における経営方針又は事業計画、大規模買付行為の後における当社の少数株主、当社グループの取引先、顧客、地域関係者、従業員その他当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適切である場合
- ⑦ 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主又は出資者、ならびに重要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接又は間接を問いません。）その他の構成員、業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合
- ⑧ 中長期的な観点において、当該大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて著しく劣後する場合

(3) 新株予約権無償割当ての中止等

当社取締役会が具体的対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決定し、当該新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後において、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など新株予約権無償割当ての実施が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、新株予約権無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告等を受けた上で、新株予約権無償割当てを中止することとし、また、新株予約権無償割当ての効力発生日後においては、独立委員会の勧告等を受けた上で、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することができるものとします。

反対に、大規模買付行為又はその提案に対して、新株予約権無償割当ての不実施を決定した後に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は独立委員会に対して改めて諮問の上、独立委員会の勧告等を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、新株予約権無償割当てを実施することができます。

このような新株予約権無償割当ての中止等を行う場合は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項とともに、速やかに開示いたします。

**6. 本対応策の導入手続き、有効期間、廃止及び変更**

本対応策は、今期定時株主総会における株主の皆様の承認をもって発効することとし、有効期間は、今期定時株主総会終結の時から平成23年6月開催予定の定時株主総

会終結の時までとし、以降、本対応策の継続については当社の定時株主総会の承認を経ることとします。

本対応策は、①株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、法令・証券取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向等を踏まえ、今後、必要に応じて本対応策を変更することがあります。

当社取締役会は、本対応策が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

## 7. 本対応策が株主及び投資家の皆様に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 新株予約権無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が新株予約権無償割当てを実施することを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の規則等に従って、当該決定について適時適切に開示いたします。

当該新株予約権無償割当ては、その仕組上、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

新株予約権無償割当の割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。名義書換未了の株主の皆様（証券保管振替機構に対する預託を行っている株主の皆様を除きます。）に関しては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、行使期間内に

一定の金額の払込みをしていただくこととなります。株主の皆様が払込みその他新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様に新株を交付することができます。新株予約権の行使や取得に際しては、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないこと等を誓約する内容の当社が定める様式による書面の提出を求めることがございます。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社が新株予約権無償割当ての中止又は株主の皆様に割り当てられた新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社が対抗措置を講じることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応策は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

#### IV. 本対応策が基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと、及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにそれらの理由

##### 1. 本対応策が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされる場合の対応策、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当該大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応策は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方にに関する基本方針の考え方によく沿うものであるといえます。

## **2. 本対応策が株主共同の利益を損なうものではないこと**

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、当社の株主共同の利益を尊重することを前提としています。したがって、本対応策は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応策によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができるものと考えております。

また、当社は、株主の皆様のご意向を反映するため、今期定期株主総会において、本対応策の導入に関する議案をお諮りさせていただきます。さらに、本対応策は、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会又は株主総会において、本対応策を廃止する決議がなされた場合には、その時点で廃止されることになり、本対応策の導入及び廃止は、株主の皆様のご意向に沿うるものとなっており、この点でも本対応策は当社の株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

## **3. 本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと**

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則にしつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は、上述のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないよう設定されており、また、手続上独立委員会の勧告等を最大限尊重することとする等、当社取締役会による恣意的な運用を防止するための仕組みが確保しております。

また、当社取締役会は単独で本対応策の延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれています。

以上から、本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことが明らかであると考えております。

以上

### 独立委員会規程の概要

- (1) 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- (2) 独立委員会は、当社株券等の大規模買付行為に関連して、取締役会から諮問又は照会を受け、これに対し、勧告又は意見を行うものとする。
- (3) 独立委員会の委員（以下「委員」という。）は 3 名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。なお、有識者は、会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者等又はこれに準ずる者とする。
- (4) 委員の任期は 3 年とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- (5) 独立委員会は、大規模買付行為に関連して当社取締役会から諮問又は照会された事項について検討を行い、その検討結果を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対し、勧告又は意見する。なお、独立委員会の各委員は、勧告等を行うにあたり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- (6) 独立委員会は、当社取締役会から諮問又は照会された事項について、検討及び勧告等を行うにあたり、以下の事項を行うことができる。
  - ① 検討及び勧告等のために必要となる情報・資料等を当社取締役会に対し求めることができる。
  - ② 当社の費用により、独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができる。
  - ③ 大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会に対して、大規模買付者への追加的情報提出の請求を指示することができる。
- (7) 独立委員会における決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

(別紙 2)

### 独立委員会委員略歴

本対応策導入当初の独立委員会の委員は、以下の 3 名を予定しております。

神 山 敏 夫 (かみやま としお)

#### 【略歴】

昭和 16 年 11 月 生

昭和 44 年 2 月 公認会計士登録及び 5 月に税理士登録

昭和 44 年 2 月 神山公認会計士事務所開設

平成 8 年 4 月 最高裁判所東京家庭裁判所家事調停委員・参与員(現在)

平成 10 年 6 月 日本公認会計士協会東京会会长

平成 19 年 7 月 日本公認会計士協会紛議調停委員会委員(現在)

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

西 込 明 彦 (にしごみ あきひこ)

#### 【略歴】

昭和 31 年 11 月 生

昭和 59 年 4 月 弁護士登録

平成 元 年 4 月 西込法律事務所開設

平成 7 年 4 月 日本弁護士連合会代議員

平成 15 年 9 月 学校法人東邦大学監事(現在)

平成 18 年 4 月 東京弁護士会常議員

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

鈴 木 和 雄 (すずき かずお)

#### 【略歴】

昭和 23 年 5 月 生

昭和 54 年 4 月 檢事任官

昭和 59 年 4 月 弁護士登録

昭和 59 年 4 月 鈴木法律事務所所長(現在)

平成 4 年 4 月 東京弁護士会常議員

平成 9 年 4 月 東京弁護士会紛議調停委員会副委員長

平成 16 年 6 月 新光商事株式会社監査役(現在)

平成 18 年 6 月 当公社外監査役(現在)

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

### 新株予約権無償割当ての概要

#### 1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

##### (1) 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記 2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

##### (2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する株式 1 株につき新株予約権 1 個を割り当てる。

##### (3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は 1 株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等には、所要の調整を行うものとする。

##### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は 1 円以上で当社取締役会が定める額とする。

##### (3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

##### (4) 新株予約権の行使条件

議決権割合が 20% 以上の大規模買付者を含む特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、

この者の有する新株予約権も、後記（6）のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要することとする。

(6) 新株予約権の取得

- ① 大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等新株予約権の行使ができない者以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる等を新株予約権の取得条項として定めことがある。
- ② 新株予約権を無償で取得することが適切であると当社取締役会が合理的に認められる場合には、当社が別途定める日をもって、すべての新株予約権を無償で取得できる旨を定めがある。

(7) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

(別紙 4)

当社の大株主及び所有者別分布の状況

平成 20 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	所 有 株 式 数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,511,000	9.63
トーテツ興運株式会社	2,680,610	5.72
資産管理サービス信託銀行株式会社(合同製鐵信託口)	2,300,000	4.91
株式会社三井住友銀行	2,262,000	4.83
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	1,922,000	4.10
日興シティ信託銀行(投信口)	1,020,000	2.18
モルガンスタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル ピーエルシー	928,000	1.98
ゴールドマンサックス・インターナショナル	602,600	1.29
モルガンスタンレー・アンド・カンパニー・インク	575,400	1.23
バンクオブニューヨーク・ジーシーエム・クライアント・アカウ ント・ジェイビーアールディアイエスジーエフ・イーエイシー	557,000	1.19

(注) 上記のほか、当社が自己株式 107,755 株(0.23%)を保有しております。

以 上